

労働組合が青年大衆を動員して強力なる闘争に導くが爲めには、工場に於ける青年の以上の特殊なる利害に着目し、組合内の全青年労働者を結合する青年の特殊な自主的組織を持ち、之に明確なる闘争方針を與へる事が先づ第一に必要あり單に組合内の青年闘士の結合に止まらずしてあくまでも労働者の工場職場を基礎としたものたらしめねばならない。

本大會は自主的組合青年部を獨立部門として同盟加盟各組合に確立せんとするものである。

【實行方法】

- 一、二十五才以下の組合員をば全部青年部員として青年部に組織する事。
- 二、青年部は組合の經濟的・政治的闘争と密接に結びつきながら獨立せる自主的組織たる事。
- 三、青年部は各組合別に之を確立し、その組織單位は工場班たる事。
- 四、組合青年部は各々大會、青年部委員會、同常任委員會の機關を持つ事、青年部委員會よりは組合

執行部に正式代表を參加せしめる事。

- 五、同盟所屬の各青年部は活動の統一のため青年部全國協議會を有つ事青年部協議會よりは同盟執行部へ一名の代表者を參加せしめること
- 六、青年部の費用は各組合本部費より之を支出す、但し場合によりは支部費若しくは青年部員より之を支出せしめる事を得。
- 七、以上の方針に基き、本大會に於て青年中より若干の準備委員を擧げ直ちに實行に着手せしめる事以上

12、寄宿女工外出の自由獲得の件

關西事務局提出

【要 文】

寄宿舎は工場と分離し理由の如何を問はず外出絕對に自由とし門限以外時間等を制限せざる事

【理 由】

從來紡績労働者の闘争のスローガン要求には常に外

出の自由が揚げられたるも完全なる外出の自由を得る迄に至らず組織されざる工場に於ては女工の外出を最大限に拒否して居る

外出自由の問題は社會問題其他の立場から重大なる問題である

我等は又組合運動の立場から組織を困難ならしめ或は破壊し教育運動を阻害して資本の鐵鎖に永く縛らんとする現在の寄宿舎制度を根底から廢止せねばならぬ

5
一、平水航路従業員保護法制定の件

休理

高知縣聯合會提出

【要 文】

平水航路従業員保護法制定を期す

【理 由】

工場労働者には工場法あり近海航路以上の従業員には海員法ありて労働者の権利は幾分擁護せらるゝも平水路従業員には一つの保護法なく而も過酷なる

罰則ありて常に資本家の恣なる搾取の中に苦難の生活を續けつゝ、あり

【實行方法】

本部役員一任

6、國際労働會議否認の件

高知縣聯合會提出

【要 文】

毎年ゼネバに於て開催せらるゝ國際労働會議は一部官許的改良主義労働代表とブルジョア代表が労働者の権利を濫用する取引市場にして萬國労働者の眞の意思を代表するものにあらす

【理 由】

國際労働會議は一九一九年以來回を重ねること十三回此の間日本労働代表は國內労働大衆の切實なる要求たる八時間労働制實施、失業保險法の制定最低賃金法の制定、團結權の確保、少年労働の廢止、男女同額賃金制の確立等に對し之を國際的に施行する様